

草木たい肥の無料配付

循環型社会の構築を目指し、ごみの減量化・資源化に取り組んでいます。その一環として、堤防の刈草などを活用した草木たい肥を無料配付します。

- ▶ **とき** / 5月15日(金)から ※無くなり次第終了
平日の午前8時30分～午後4時
- ▶ **ところ** / クリーンセンター
- ▶ **配付総量** / 約70トン(残量は市HPたい肥場の画像をご確認ください)
- ▶ **持ち物** / スコップ、袋、軍手など
- ▶ **備考** / 同センター事務所で受付後、各自でたい肥の詰め込み作業を行っていただきます
- ▶ **申込** / 市HP「電子申請サービス」から申込または、同センター (☎89-9278) へ



市HP



申込ページ

通学路のブロック塀などの撤去に補助

小中学校の通学路に面するブロック塀などの撤去費用の一部を補助します。

命を守るため、ぜひご活用ください。

- ▶ **申込** / 12月28日までに、建築指導課で配布の事前相談書(市HPからダウンロード可)に必要事項を記入し、同課へ持参
- ▶ **問合せ** / 同課 (☎47-8436) へ



市HP

対象者	対象工事	補助額	募集件数
ブロック塀などの所有者または、管理者	市内にある、高さ1m以上のコンクリートブロック造、石造、れんが造などの塀で、小中学校の通学路に面しているものを撤去する工事	「撤去工事費の2分の1」の額、または「撤去する塀の延長(m)×1万円」の額のいずれか少ない額 【上限20万円】	13件 (先着順) ※予算の上限に達し次第、終了

※令和9年1月29日までに完了するもの

吹付けアスベスト 調査や除去などに補助

アスベストによる健康被害を防ぐため、市内の建築物(取り壊し予定も含む)を対象に、吹付けアスベストの含有調査や除去工事の費用の全額または、一部を補助します。

- ▶ **申込** / 12月28日までに、建築指導課で配付の申請書(市HPからダウンロード可)に必要事項を記入し、同課へ持参
- ▶ **問合せ** / 同課 (☎47-8436) へ



市HP

事業区分	補助対象 ※	補助額	募集件数
アスベスト含有調査に要する費用	①延べ面積が1,000㎡以上の建築物	費用の全額 【上限25万円】	1件
	②延べ面積が300㎡以上の集会場、ホテル、旅館、飲食店、物販店舗など		
	③住宅(附属車庫、附属物置は除く)		
アスベスト除去などに要する費用(代替材の施工費用などを含む)	すべての建築物	費用の2/3以内 【上限200万円】	1件

※建築物石綿含有建材調査者が実施する含有調査や同調査者の計画に基づく除去工事で、令和9年1月29日までに完了するものが対象(申請前に、市職員による現場確認が必要)

地震に備えて! 耐震診断などに補助

木造住宅の耐震診断や耐震改修・除却費用などの全額または、一部を補助します。命を守るため、ぜひご活用ください。

- ▶ **申込** / 12月28日までに、建築指導課で配付の申請書(市HPからダウンロード可)に必要事項を記入し、同課へ持参
- ▶ **問合せ** / 同課 (☎47-8436) へ



市HP

事業区分	補助対象	補助額	募集件数 ※1
耐震診断	昭和56年5月31日以前に着工されたもので、地階を除く階数が3以下のもの ※国の認定を受けているプレハブ工法の住宅を除く	費用の全額 (無料で診断を受けることができます)	21戸
耐震補強設計 ※4		費用の1/3以内 【上限10万円】	1戸
耐震改修工事 ※4		耐震補強の上部構造評点などにより異なります 【上限117万5,000円】 ※2	3戸
除却工事 ※4		都市計画の区域区分などにより異なります 【上限60万円】 ※3	4戸
耐震シェルター等設置工事 ※4		費用の2/3以内 【上限30万円】	2件

- ※1 予算の上限に達し次第終了(先着順)
- ※2 上部構造評点0.7の改修の場合の上限は84万円
- ※3 市街化区域外の場合の上限は30万円
- ※4 令和9年1月29日までに完了するもの

空家
バンク
開設中

住まなくなった家、活用しませんか?

空き家の有効活用を通して、地域の活性化や移住定住の促進を図るため、「空家バンク」を開設しています。これは、空き家の売却・賃貸を希望する空き家所有者と購入・賃借を希望する空き家利用希望者の橋渡しを行う事業です。

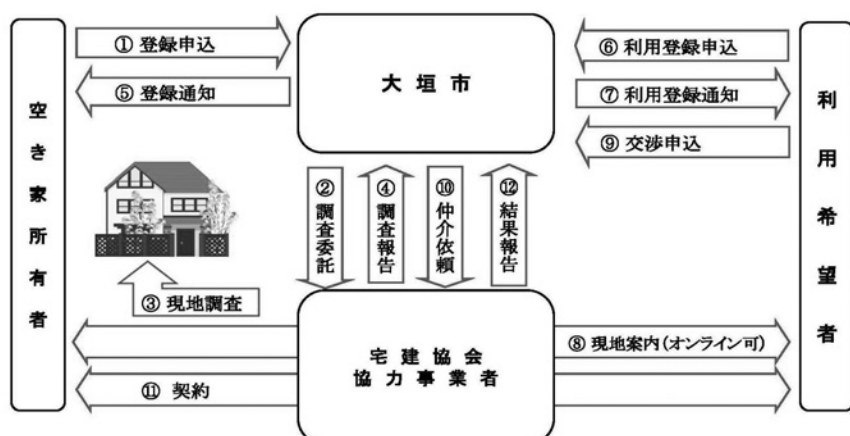
住まなくなった家をお持ちで、売却や賃貸をしたいと考えている空き家所有者の皆さん、空家バンクに登録しませんか。

詳しくは、市空家バンク専用HPまたは、住宅課(☎47-8184)へ。



専用HP

空家バンク事業のイメージ図



- ▶ **対象とする空き家** / 次の①～⑤すべてに該当する市内の物件

- ①所有者(相続)登記が完了していること
- ②抵当権などが設定されていないこと
- ③建物と土地の所有者が同一であること
- ④一戸建てであり、店舗・長屋・共同住宅でないこと
- ⑤不動産業者で取り扱っていないこと

- ▶ **利用希望者の空き家内覧も実施中!**

空き家の利用を希望する人は、現地または、オンラインで内覧ができます。お気軽にお問い合わせください。



空き家内覧

空き家の家財道具の処分に補助

空家バンクの登録物件に対して、家財道具処分費用の一部を補助します(着手前に申請が必要)。

- ▶ **対象者** / 空家バンクに物件登録のある空き家の所有者(1年以上登録する意思のある者に限る)で、市税などを完納している人
- ▶ **対象空き家** / 空家バンクに登録のある物件
- ▶ **対象事業** / 大垣市一般廃棄物収集運搬許可を受けている業者に作業を依頼し、空家バンク登録物件の家財道具を処分する費用
※交付決定を受けた年度の2月末日までに作業を完了し、実績報告が必要
- ▶ **補助額** / 対象工事費用の2分の1(上限10万円)
- ▶ **問合せ** / 住宅課 (☎47-8184) へ